

消 防 広 第 145 号  
令和元年10月14日

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・関係政令指定都市消防長 殿

消防庁国民保護・防災部  
広域応援室長

消防防災ヘリコプターのホイスト救助に  
おける要救助者の安全確保徹底について

令和元年10月13日、福島県内で、消防防災ヘリコプターによるホイスト救助活動中に要救助者が落下する事故が発生しました。

救助活動中に、要救助者に負傷等をさせることはあってはならないことであり、貴職におかれましては、消防防災ヘリコプターの救助活動中における要救助者の安全確保について徹底されますとともに、各消防防災航空隊において定めている活動マニュアル等のうち要救助者の安全確保に係る部分について、緊急に点検を行い、適切に対応を行うようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

<連絡先>

消防庁広域応援室航空係 中道、長尾、大胡、澤田

【TEL】 03-5253-7527（直通）

【FAX】 03-5253-7537

【E-mail】 [fdma-koukuu@ml.soumu.go.jp](mailto:fdma-koukuu@ml.soumu.go.jp)